

就学援助制度のご案内

小・中・義務教育学校に通うお子さんがいる保護者の方へ



太田市では、市内在住で公立小・中・義務教育学校に児童生徒がいるご家庭のうち、経済的理由から就学させることが困難な場合に就学費用の一部を援助する就学援助制度があります。

《支給する主な費目》

学用品費・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費の一部

例えば・・・

〇小・中学校に入学する際、就学援助の認定を受けている家庭に対して
新入学学用品費（ランドセルや制服等入学に必要なものを購入する費用）を支給

◆支給額（お子様お1人につき）

- ・小学校入学 64,300円
- ・中学校入学 81,000円

対象となる家庭

生計を一にする方全員（**単身赴任**や**世帯分離**も含む）が次のいずれかに該当し、審査の結果が認定となる家庭

- （1）市町村民税が非課税となっている
- （2）経済的な理由により就学費用の負担が大きく、収入基準額を下回る

援助対象となる家庭の収入基準額 << 参考額 >>

人数	家族構成	収入基準額	所得額
2人	父または母、小学生	278万円	187万円
3人	父または母、小学生、未就学	334万円	226万円
4人	父、母、小学生、未就学児	374万円	256万円
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	416万円	289万円

※表中の基準額はあくまで参考額であり、家族の年齢や住まいの状況等により変動します。
算定に使用する数値の更新により、同一条件でも前年度と審査結果が変わる可能性があります。

申請をご希望の方へ

就学援助を希望される場合は、申請が必要となりますので学校にご相談ください。
申請書に基づき、生活状況を総合的に審査し、援助の可否を決定いたします。

子どもの学習支援事業のご案内

社会支援課では、生活保護や就学援助世帯の小学校5年生～中学校3年生までの児童生徒に対し、基礎学力の向上を図ることを目的として学習支援事業を行っています。日時や開催場所、申し込みについては社会支援課まで（TEL 0276-47-1957）お問合せください。

お問い合わせ 就学援助制度に関すること・・・太田市教育委員会 学校教育課 管理係 TEL 0276-20-7084
学習支援事業に関すること・・・福祉こども部 社会支援課（南庁舎1階） TEL 0276-47-1957